

「第13回“日本の食品”輸出EXPO千葉県ブース」出展者募集要項

1 趣旨

県では、県産農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、令和8年11月11日（水）～13日（金）に東京ビッグサイトにおいて開催される「第13回“日本の食品”輸出EXPO」に成田市と共同で千葉県ブースを設置します。

つきましては、県の出展枠2小間（4社・団体）に出展する県内事業者・団体を募集します。

【「第13回“日本の食品”輸出EXPO」概要】

会 期：令和8年11月11日（水）～13日（金）

会 場：東京ビッグサイト

主 催：RX J a p a n 合同会社

共 催：独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

協 力：農林水産省

事務局：RX J a p a n 合同会社（“日本の食品”輸出EXPO事務局）

東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲

八重洲セントラルタワー11階

(TEL：03-6739-4133 / E-mail：jpfood.jp@rxglobal.com / URL：www.jpfood.jp)

※ 「千葉県ブース」に係る補足事項

- ・千葉県ブースは、県、成田市の2者で共同出展
- ・小間数の総計は計3小間（県2小間、成田市1小間）

2 募集内容

(1) 募集数

4社・団体

(2) 応募資格

次の全ての要件を満たす県内の生産者団体・法人等とします。

ア 千葉県内に本社、事業所等を置く団体・企業又は個人であること

イ 県内で生産または製造等された農林水産物・食品の輸出に既に取り組んでいる、もしくは今後取り組む予定であり、商談を前提とした参加であること

- ウ 事務局・バイヤーが求める情報や書類を準備・提出できること（必要に応じて英語資料の準備が求められる場合があります）
- エ 会期中（3日間）、商談担当者がブースに常駐すること
- オ 会期中及び終了後のアンケート調査（商談件数、成約見込額、成約額等）に協力できること

3 出展料等

- (1) 出展料：1出展者あたり100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (2) 以下の経費は各出展者の負担とします。
 - ・ 4（2）に示した設備以外に必要な什器等の手配・追加工事費等（什器レンタルは、主催者または県が今後ブースを装飾・施工委託する事業者を通じて各出展者に紹介予定）
 - ・ 自らの出展に必要な費用（資材・パンフレット等の作成費、試食等に要するサンプル及び消耗品の経費、個別の展示装飾に要する経費、自社で個別に手配した通訳・アシスタントの経費など）
 - ・ 主催者が提供するPR有料サービス等の利用費
 - ・ その他、出展にかかる費用（会場までの交通費、輸送に関する経費等、県が負担する費用以外に発生した経費）

4 「千葉県ブース」概要

- (1) ブースサイズ：各出展者あたり約3m×2.7m（仕切り壁あり）
- (2) 各出展者あたり次の設備・サービスを用意する予定です。
 - ア 商談用机1台、椅子4脚以上
 - イ カタログスタンド1台
 - ウ 受付カウンター（引き出し付）1セット
 - エ ゴミ箱1セット
 - オ 手洗い場（共同）
 - カ 電源（100V用コンセント2穴以上）1セット
 - キ 通訳（日・英ビジネスレベル対応）1名

5 申込方法

(1) 出展申込書の提出

出展を希望する団体・法人は、別添「(様式1) 出展申込書」及び「(様式2) 商品情報シート」を、(2) 募集期間内に電子メールにて提出してください。

提出後は、必ず電話で到着確認をお願いします。

※ データ容量が 7.2MB を超えるメールは受信できません。容量が大きい場合はファイル送信サービス等をご利用ください。

※ 「(様式2)商品情報シート」は、出展時にPRする商品ごとに作成してください。

(2) 募集期間

令和8年7月3日(金)から8月4日(火)まで

(3) 申込書提出・問い合わせ先

千葉県 農林水産部 販売輸出戦略課 輸出支援室

電子メール：3086hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

TEL：043-223-3086

6 選定方法

(1) 出展希望者数が募集数を上回った場合、提出された出展申込書により別紙選定基準に基づき選定委員会で審査し、出展者を選定します。委員会は、非公開とします。

(2) 選定結果は、委員会実施後、全申込団体へ通知します。選定内容に関する個別照会には回答しません。

(3) 有効な申込が4者に満たない場合は、2次募集を行います。

7 留意事項

(1) 出展物の設置、管理及び撤去は、出展者の責任において行ってください。

(2) 会場への展示物搬入開始から撤去までの期間に必要な損害保険については、各出展者で加入してください。

(3) 各出展者の小間位置等は、県により決定します。

(4) ブースの装飾及び施工は県の指定業者が行います。出展物の展示・陳列は出展者が行いますが、展示方法については、主催者の規定に基づき修正をお願いする場合があります。

- (5) 自社小間の転貸、売買、交換、譲渡はできません。
- (6) 本展示会への参加について、県がプレスリリース等で企業情報・出展物情報を公開する場合があります。

8 その他

- (1) 出展者決定後の自己都合による出展辞退は原則できません。
自己都合による辞退の場合、出展料100,000円は返金しません。
- (2) 主催者による会期の変更・開催中止、天災、感染症、その他特別な事情により県の判断で本事業の実施を見合わせる場合があります。この場合、出展者が支払った費用やレンタル設備のキャンセル料等を含むその他の経費・損失・損害（交通費や宿泊のキャンセル料等）は一切補償しません。なお、上記の場合は出展料100,000円を返金します。
- (3) 展示物等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、県は一切責任を負いません。
必要に応じて、自己の責任と経費負担で事前に知的財産権の保護対策を行ってください。
- (4) 展示会会期中及びその前後を通じて発生した出展物等の盗難、紛失、火災、破損や、出展者が展示会場を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生ずる損失及び損害について、県は一切責任を負いません。出展者は、自己又はその代理人の不注意その他により生じた会場設備若しくは建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負います。
- (5) 県の責任に帰さない事由による出展者と商談者のトラブルについて、県は一切責任を負いません。

「第13回 “日本の食品” 輸出EXPO千葉県ブース」

出展者募集に係る選定基準

1 選定の手順

形式選定基準を満たした応募のうち、内容選定基準により総合的に評価し、出展者を選定する。

2 選定基準

(1) 形式選定基準

- ア 出展申込書を提出しているか。
- イ 応募資格を満たしているか。

(2) 内容選定基準

ア 商品・品揃えの妥当性

本商談会への出展により、海外への販路拡大が期待できる商品・品揃えであるか。

イ 地域への波及効果

- ・ 提案商品に係る県産農林水産物の利用状況はどうか。
- ・ 提案商品またはその原材料は、千葉県らしさ（県特産品等）を有するか。

ウ 組織体制・実施能力

- ・ 輸出に対する積極性、取組方針は妥当か。
- ・ 適切な人材を有し、輸出拡大が見込める体制であるか。

エ 支援の必要性

輸出EXPOの千葉県ブースへの出展経験がない又は少なく、本事業の支援が妥当か。

オ 県政策との関連性

県の政策と関連した取組を実施しているか。